

の請はし、財力のない事を認明し、嘆願事項に就ては、賠償の可
く取り希望を容れたいが、資本金を全部容れれば、年額百万円
の支出増になるが故に遺憾ながら、賠償に着手し難い事を了とせ
られ度しと云ひ、資本金に付て次の如き回答をした。

嘆願條項及回答

一、局内暗黒裁判及び二重處分制度を撤
廢せられたし

答、(一) 局内暗黒裁判に關して、文官懲戒令を基礎とし、同令の
して現行法を正當なりとするが故に、罰令に依り、本人のみ
は出席せしむる事あるべし。

二、半期賞與支給規程を制定せられたし

答、給料と性質を異にするが故に規程制定の必要を認めず、他
に採用なし。

三、皆勤賞與規程を改正せられ度し

答、改正の要なし。

四、運輸現業員給料規程及昇給規程の一
部を改正せられたし

答、日給二円となりて後或期間を經過すれば昇給せしむる條に
する、昇給規程の改正の必要を認めず。

五、自動車運轉手臨時備制度を撤廢せら
れたし

答、身分調査中を臨時備として居るものに付き撤廢し難し
六、現業員の公舎を増築し並に住宅補助料の
支給及電灯を無料にせられたし

答、公舎は建築の計に於て附築する、其他は不可能なり
七、單車手當を支給せられたし

答、舊型、單車の手當に就ては、其理由を認むるが故に經費の
許す範圍に於て適當の時期に考慮する

八、業務上に關する實時分を附與せられたし

答、(一) 車掌の入金時分(二十分)(二) 出入車に實時分を外に五分
(三) 事故に關し勤務時間外に警察又は裁判所へ出張したる實
時分(二) 食事時分(二) 時間(三) 亦自動車(出前二十五分入車二
十分)(四) 自動車運轉手に車輛手入の實時分

答、(一)に關しては事情に依り考慮する、(二)に關しては設備
の完全即ちガソリン注入スタンド増設其他により出入車の時
間の短縮を計り尚不充分なる場合は考慮する(三)に關しては
業務上の職工に手入をせしむる條にする、其他は承認し難し。
九、毎年父母の命日に對し休暇を附與
されたし

答、承認する、現在關係規程中(付近日實施期)を發表する
十、配偶者の父母死亡の場合忌引を附與
せられたし

答、其要を認めず
十一、極寒極暑三ヶ月皆勤者に對し各三
日間の特別休暇を附與されたし

答、承認し難し
十二、女車掌の月經時に休暇を附與せら
れたし

答、研究を要する問題なれ共現在の場合附與し難し
十三、女車掌に外套を附與せられたし

答、保護上其必要を認むるも、外套に於ては、被服なる車内にて
敷ける活動に支障を來す故に、支給すべき服装を考慮中
出來得る限り早く實行する

一九三〇、五、一七

日本交通労働總聯盟 大阪市電從業員自助會本部

署名入 港區八幡瓦町一ノ二八八 中井一夫

き三十日を越へて支給したる時改正せられたし
二、職を過ぎて、其職を三職に長高する時、俸給を撤廢せ
られたし
三、職を越へ、口頭懲戒、解雇、職を越へた時
とあるに對し別に「本職に依る退職金は職を越へた時
の者に日給六十日分三ヶ年以上の者に日給九十日分以上
の者に日給六十日分三ヶ年以上の者に日給九十日分以上
する退職手當金を支給す」の一項を撤廢せられたし
八、本職に依る退職者に對しては「勤勞金」として勤勞一年に付
日給二十日分以後一ヶ年を増す毎に二十日分を加算支給す
」の即程を挿入せられたし
九、退職の申出又は業務の都合に依り解雇の必要ありと認め
たる時とあるを(退職の申出ありたる中)と改正せられたし
答、(一)に對しては、除除後三ヶ月以上申出たる者は、考査
の上撤廢せしむ、其他は改正又は撤廢の必要を認めず
十五、車掌補制度を撤廢せられたし
答、撤廢し難し
十六、少年車掌採用年令を満十六才に
引上げられたし

答、試験の結果採用してゐるが故に其必要を認めず

以上の如く吾等の切實なる嘆願も殆んど財政の關係。とか事業上
の關係とか他に例なし等々の理由にて拒絶されたに於て代表者
は回答に對する質問に先立ち回答日を變更せし當局の其都合と
本日の取締り撤廢重なる件に付抗議をなし後回答に對する質問
と意見を述べ會見二時間にして午後一時退出した
然して回答如何にと職員に解散されたながらも再對し新議案を
以て職事課に同席に來りては盛に叫聲をあげ抗議しつゝある大
衆に向つて報告をなし解散した

此不誠懇極まる當局の回答に對し吾自助會の態度を決すべく同日
午後七時三十分より本部に於て擴大中央委員會を開催した
朝の多數官憲の物々しき警戒裡に各支部より出席せる代表員八十
五名は神本執行委員長を議長に推し、宇田執行委員長より經過報告
ありて後討論に入つたが各代表員共此當局の不誠懇極まる回答振
りを攻撃し「即時大會を開け」「再嘆願書を提出せ
よ」の意見多く職員中止の雨の中に最も沈むに嚴肅に數時間に
亘る協議は行かれたが遂に、客觀的状態に強みて、涙をのんで
一時此問題を打ち切り、ヨリ一層の組織の擴大強化を計り、來るべき
闘争に備へ一度不常なる強硬あらんか直に立ち上るべき用意を
整へ局内團體の合同を促進し、日本交通總聯盟の強力なる陣容を
整へる事として、擴大中央委員會の名によりて聲明書を發表する
事となりて、午後十二時廿分閉會した

諸君!! 吾等は此不誠懇極まる回答に對しては永久に戦
ふのだ、電氣労働も、愛友も、同一手段で、嘆願書を一撤せられ
て居る、次の闘争は共同闘争でなければならぬ、あらゆる追害と
刑罰を蹴飛ばして、吾等の要求を聞き取れ、

- 一、局内組合合同へと進め!
- 一、首切規程を葬れ!
- 一、車掌補制度を撤廢せよ!
- 一、月經時五日間の休暇を闘ひ取れ!
- 一、暗黒裁判絶対反對!
- 一、自助會擴大強化萬歲!!